

死後事務委任契約とは、本人(委任者)が、受任者に対して、下記のようなお願いを契約する公正証書です。

- ①生前に支払うべきであったお金の支払い
- ②返してもらえないはずのお金の受け取り
- ③葬儀や埋葬の主宰
- ④遺産を一次的に管理してもらえ人の選任の申立てなどの委任



近くに住んでいる相続人(特に子)がいない方は、任意後見契約公正証書とセットで締結されることが多くあります。

必要書類

- ・ 委任者(本人)の**印鑑登録証明書**
- ・ 受任者(お願いされる方)の**印鑑登録証明書**

ご依頼方法

- ・ 必要書類を春日部公証役場宛にお送りください。
 - ・ 書類受理後が証書作成までに1ヶ月程度お時間を頂いております。
- ※ 文案確定後ご予約をしていただきます。



公正証書作成日当日は委任者様・受任者様に公証役場にお越し頂きます。

公正証書概要

第〇条(死後の事務処理に関する委任契約)

① 甲(本人)は、乙(受任者)に対し、死後の次の事項を委任する。

- (1) 甲の生前に発生した、乙の本件後見事務に関わる債務の弁済
- (2) 入院保証金、入居一時金その他残債権の受領
- (3) 甲の葬儀、埋葬、永代供養、年忌法要を主宰すること
- (4) 相続財産管理人の選任の申立て

② 乙は、相続財産の額を考慮し、相当な額を、前項(3)の費用として、甲の財産からあらかじめ受け取ることができる。

手数料算定方法

死後事務委任報酬 = 目的価格

※報酬が無償の場合手数料は11000円です。

+ 原本・正本・謄本代(1ページ250円)

死後事務委任報酬が10万円の場合

手数料5000円

+ 原本が10枚だった場合(7000円)

= お手数12000円

※証書(原本・正本・謄本)枚数は契約書の内容によって異なります。

目的の価額	手数料
100万円以下	5000円
100万円を超え200万円以下	7000円
200万円を超え500万円以下	11000円
500万円を超え1000万円以下	17000円
1000万円を超え3000万円以下	23000円
3000万円を超え5000万円以下	29000円
5000万円を超え1億円以下	43000円
1億円を超え3億円以下	4万3000円に超過額5000万円までごとに1万3000円を加算した額
3億円を超え10億円以下	9万5000円に超過額5000万円までごとに1万1000円を加算した額
10億円を超える場合	24万9000円に超過額5000万円までごとに8000円を加算した額

死後事務委任 記入用紙


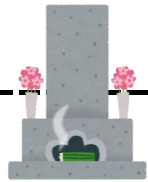
1：公証役場とやり取りする代表者様のご連絡先をお教えてください。

代表者様 連絡先	お名前	連絡のつく お電話番号
	委任者様との ご関係	子・孫・夫婦・兄弟・その他()
	ご希望の文案送付方法	【メール・FAX・郵送】
	※郵送でのやり取りは、文案のお届けまで時間を要するため、メール や FAX でのやり取りをおすすめしております。	
	メールアドレス	@
	FAX番号	—
住所	〒 —	
	都道 府県	市区 町村
※当役場から郵送で送る際に”春日部公証役場”の名入りの封筒でお送りしてもよろしいですか？		
問題無いです ・ 無地の封筒で送ってください		

2：当事者様の情報をお教えてください。

委任者様（お願いする方）		
委任者	お名前	
	職業	無職・会社員・自営業・その他()
受任者様（お願いされる方）		
受任者	お名前	報酬 なし・あり(円)
	職業	無職・会社員・自営業・その他()

3：お願いしたい内容をお教えてください。

葬儀場が決まっている場合はご記入ください。		
葬儀	商号	
	名前	
	住所	
	都道 府県	市区 町村
納骨先が決まっている場合はご記入ください。		
供養	商号	
	名前	
	住所	
	都道 府県	市区 町村
その他お願いしたい内容をご記入ください。		